

新築された長期優良住宅に係る固定資産税の減額について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日施行）から令和13年3月31日までに新築された認定長期優良住宅（※1）については、減額措置が適用されます。

※1 認定長期優良住宅

- ・・・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準（耐久性、可変性、維持管理の容易性）に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅

＜要件＞

- ・居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。
※令和8年3月31日までに新築された住宅は50㎡（一戸建て以外の貸家住宅は、40㎡）以上280㎡以下
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの。

＜軽減額＞

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率
120㎡以下の場合	2分の1
120㎡を超える場合	120㎡分に相当する税額の2分の1 （120㎡を超える部分は減額されません。）

＜軽減期間＞

- ・平屋・2階建て住宅等・・・・・・・・新築後5年間
- ・3階建以上の耐火・簡易耐火構造住宅等（マンション等）・・・・新築後7年間

【減額を受ける手続き】

該当家屋が固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年（通常、建築完了年の翌年）の1月31日までに、下記の必要な書類にて申告してください。

必要な書類	・長期優良住宅の固定資産税減額申告書 ・認定長期優良住宅である旨を証する書類
-------	--

【問い合わせ先】

小郡市役所 税務課資産税グループ

〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1

TEL （代表）0942-72-2111 内線 123 （直通）0942-73-9101